

第3編

後期基本計画



- 第1章 目標人口
- 第2章 土地利用の方針
- 第3章 基本計画の体系
- 第4章 SDGsの視点を取り入れた地方創生の推進
- 第5章 重点プロジェクト
- 第6章 分野別計画の展開

未来へ躍動する創造都市

第1章 目標人口

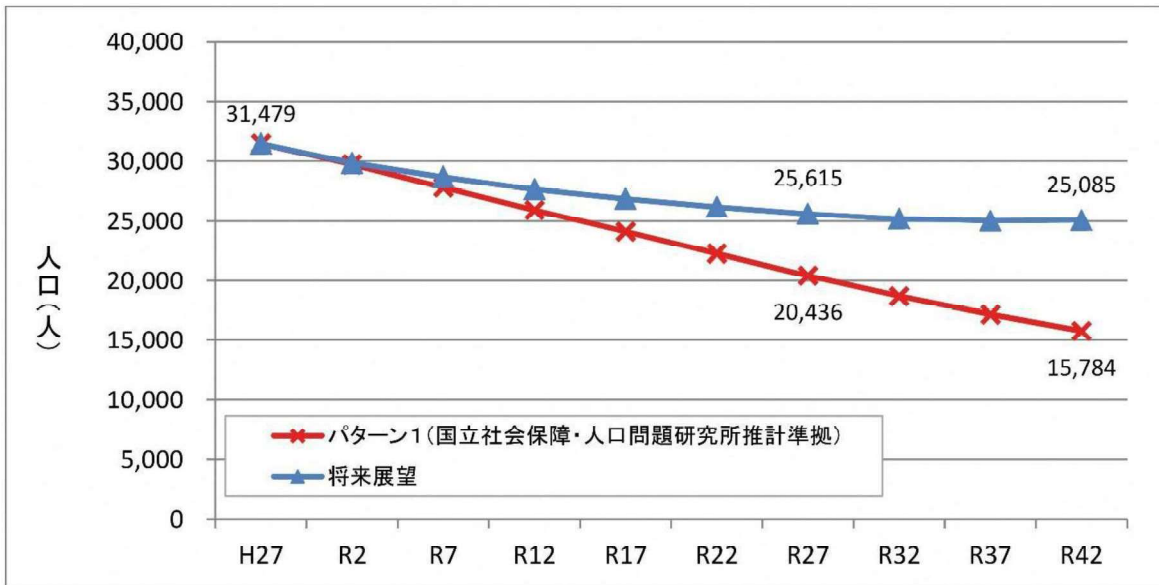
全国的な人口減少の時代を迎え、高齢化の進行や出生率の低下が今後ますます進むと考えられることから、本市の人口も減少していくものと予想されます。

そこで、子どもを産み育てやすい環境の整備や医療体制の充実、産業の振興、企業誘致などの定住促進のための施策を積極的に推進することにより、減少率を抑えるなどの取組が必要です。

これらの地方創生の実現に向けた取組に当たり、令和2（2020）年3月に改訂した「志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における市独自の将来人口推計に基づき、令和8（2026）年度の目標人口を28,500人とします。

令和8年度の目標人口 28,500人

総人口の将来展望



総人口(人)	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
パターン1	31,479	29,732	27,846	25,946	24,111	22,269	20,436	18,715	17,177	15,784
将来展望	31,479	29,861	28,696	27,676	26,879	26,206	25,615	25,202	25,032	25,085

※まち・ひと・しごと創生本部提供「将来人口推計のためのワークシート」を用いて作成

資料：志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

第2章 土地利用の方針

本市の土地利用は、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分に配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努めるものです。

(1) 都市地域

都市地域は、都市計画法により本市の行政区域面積の約 10.5%に当たる 3,051ha が都市計画区域^{※1}に指定されています。

この地域については、計画的な整備を進め、良好な都市環境とともに、機能的な都市基盤の形成を図ります。

(2) 農業地域

農業地域は、農業振興地域^{※2}の整備に関する法律（農振法）により、本市の行政区域面積の約 80.3%に当たる 23,290ha が農業振興地域に指定されています。

この地域については、土地改良事業等による農業生産基盤の整備と効率的な利用及び生産性の向上を図ります。

(3) 森林地域

森林地域^{※3}は、森林法により本市の行政区域面積の約 54.4%に当たる 15,782ha が森林地域に指定されています。

この地域については、森林のもつ多面的な機能を総合的に発揮できるよう必要な森林の確保と保全を図ります。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、自然公園法により本市の行政区域面積の約 0.76%に当たる 220ha が自然公園区域^{※4}に指定されています。

この地域については、優れた景勝地であり、その利用を通して市民の健康、保養に欠かせないことから、適正な維持管理に努めます。

(注意)

(1)～(4)の地域の面積は、個別規制法に基づいたものであるため、重複する地域があります。

これらの相互に重複する地域については、県の「土地利用基本計画」において、調整指導方針等が定められています。

※1 都市計画区域：自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

※2 農業振興地域：農業の健全な発展及び国土資源の合理的な見地から、総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域。

※3 森林地域：森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。

※4 自然公園区域：優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域。

第3章 基本計画の体系

将来 都市像

【さらに輝くひと・まち・みなと・ふるさとを目指して】
未来へ躍動する創造都市 志布志

重点プロジェクト

1. 稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする

- (1)農林水産業の成長産業化
- (2)新規就農総合支援
- (3)企業誘致
- (4)志布志港輸出拡大
- (5)国内貨物志布志港利用促進
- (6)地元活躍人材育成

2. ひとや企業とのつながりを築く

- (1)都市住民向けPR
- (2)移住定着拡充
- (3)まち思い人材育成
- (4)関係人口創出・拡大
- (5)官民連携推進

3. 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる

- (1)結婚支援
- (2)ウェルカム赤ちゃん
- (3)子育て支援
- (4)仕事子育て両立支援
- (5)こころざしアップ教育推進

4. 魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる

- (1)快適な生活支援
- (2)商工業賑わい創出
- (3)公共施設最適化
- (4)広域連携推進
- (5)観光パワーアップ
- (6)環境にやさしいまちの推進
- (7)安心暮らし推進
- (8)地域防災力強化

基本目標1 <都市基盤>

「郷と郷」「人と人」「物と物」
のつながりがあるまち

基本目標2 <生活環境>

自然や風土と共生する安心で
豊かなまち

基本目標3 <産業経済>

大地の力と海の恵みを生かした
魅力あふれるにぎわいのまち

基本目標4 <保健・医療・福祉>

生き生きと笑顔で暮らせるまち

基本目標5 <教育・文化>

心豊かで志あふれる人づくりと
伝統・文化のまち

基本目標6 <コミュニティ>

人と地域が輝く
共生・協働・自立のまち

基本目標7 <行財政>

市民とともに歩む
「ムダ」のない経営

個別目標	施策	総合戦略			
		1	2	3	4
1-1 交流と物流を支える基盤が充実するまち	①志布志港の整備・機能充実 ②広域道路網の整備促進 ③基幹道路の整備 ④公共交通機関の維持と利便性の向上	●			●
1-2 適切かつ計画的な土地利用によるコンパクトなまち	①地域課題に応じた計画的な整備		●		●
1-3 高度情報化へ対応したまち	①情報通信技術の活用				●
2-1 憩いにあふれ住みたくなるまち	①公営住宅等の整備 ②移住や交流の促進 ③生活道路の整備・保全 ④公園・緑地の整備		●	●	●
2-2 安全で安定した水が確保されるまち	①良質で安定した水の供給				●
2-3 ものを大切に、循環型社会を実現するまち	①再資源化の推進 ②不法投棄防止対策の推進 ③市民による環境保全・環境美化活動への支援 ④生活排水の適正な処理の推進				●
2-4 自然環境にやさしいまち	①脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 ②水資源の保全 ③生物多様性の保全				●
2-5 誰もが安心できる災害に強いまち	①消防体制の強化 ②消防用設備・機器の充実 ③地域防災力の向上 ④防災・減災対策の充実				●
2-6 交通安全と防犯意識の高いまち	①交通安全対策の充実 ②防犯対策の充実				●
3-1 雇用が生まれ経済活動が活発なまち	①雇用・就労の支援対策 ②企業誘致の推進	●		●	
3-2 1次産業が発展し続けるまち	①担い手の育成・確保 ②1次産業の振興 ③生産基盤の整備 ④安全・安心な食の提供	●			
3-3 商工業が発展し続けるまち	①商工業の基盤強化 ②商業の振興				●
3-4 地域資源を生かした観光のまち	①観光資源の整備、活用 ②PR・誘客活動の推進 ③「おもてなし」のまちづくり		●		●
3-5 食を中心とした特産品の販売が促進されるまち	①特産品PRの推進 ②市内外の販路拡大と増進	●	●		●
4-1 生涯を通じた健康づくりの推進と安心して暮らせる緊急医療体制が確保されるまち	①特定健診・がん検診の受診率の向上 ②市民の自助共助による健康づくりの推進 ③緊急医療体制の確保				●
4-2 高齢者が住み慣れた地で生き生きと暮らせるまち	①介護予防の推進 ②就労等生きがいのある暮らしへの支援 ③認知症予防・ケアの推進	●			●
4-3 安心して子どもを産み育てることができるまち	①子育て支援の充実 ②母子保健の推進			●	
4-4 地域が支え合い、安心して暮らせるまち	①高齢者福祉の充実 ②障がい者福祉の充実 ③地域福祉の充実 ④生活弱者の支援	●		●	●
5-1 たくましく生きる力を育むまち	①知・徳・体の調和のとれた教育の推進 ②教育環境の整備			●	
5-2 多様な志を育むまち	①生涯学習の推進 ②社会教育の充実 ③スポーツ活動の推進		●		●
5-3 文化を守り・育み・つなげるまち	①文化芸術活動の推進と文化事業の充実 ②伝統文化の保存・継承及び歴史遺産の保存・活用				●
6-1 市民みんなで考え、取り組むまち	①基礎的コミュニティの活動支援 ②新たな地域コミュニティの活動支援 ③市民参画型のまちづくりの推進 ④共生・協働・自立によるまちづくり				●
6-2 全ての人々が尊重され、市民が輝くまち	①人権尊重啓発活動の推進 ②男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進 ③多文化共生社会の実現			●	●
7-1 効率的で質の高い行政経営が推進されるまち	①人材育成の推進 ②行政組織の効率化 ③行政サービスの利便性の向上 ④情報の発信と適切な管理		●		
7-2 健全な財政運営が推進されるまち	①健全で安定した財政運営の推進 ②歳入の確保 ③計画的な施設更新と公有財産の有効活用		●		●

第4章 SDGsの視点を取り入れた地方創生の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、その理念を「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すこととし、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択されました。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって令和12（2030）年を目標年限に17の目標が設定され、開発途上国のみならず先進国も含め、全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の3領域を不可分なものとして調和させる統合的取組について合意されています。

国では、世界の流れを踏まえ、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、「SDGsを原動力とした地方創生」を新たな戦略方向として示しています。

本市においてもSDGsの理念を踏まえ、市の実情に応じた持続可能な社会づくりを推進するため、第2次総合振興計画後期基本計画及び第2期総合戦略（改訂版）では、各施策がSDGsの様々な目標に結びついていることを次の17の目標のアイコンを使って視覚的に分かりやすく示し、全体として全ての目標につながっていることを確認できるようにしています。

■志布志市SDGs推進方針の概要

志布志市SDGs推進方針概要

I 策定の背景と目的	III 推進方策
<p>1 策定の背景</p> <p>(1) 国際連合における取組 ▼平成27（2015）年に国連において先進国と発展途上国が取組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択 ▼2030アジェンダは、世界全体の経済、社会、環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的取組として作成 ▼持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴールと169のターゲットが掲げられる</p> <p>(2) 国における取組 ▼2030アジェンダの採択を受けSDGs推進本部会を設置 ▼国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定 ▼ビジョン：国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、2030年までに、国内外においてSDGsを達成することを目指す</p> <p>(3) 本市のSDGsに関連するこれまでの取組 ▼紙おむつ再資源化の取組に見られるSDGs達成に通じる先導的な取組 ▼第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 ▼SDGsアイデアブック制作</p> <p>2 策定の目的</p> <p>▼国際社会全体の共通目標であるSDGsの達成に貢献 ▼本市の将来にわたる持続的な発展をより効果的に図る ▼志布志市が担う地域の先導役としての役割を果たす</p>	<p>1 推進体制</p> <p>▼総合振興計画に基づく各施策や事務事業等を通じて推進するという前提に立ち、総合振興計画策定委員会を活用し全庁的な取組としての浸透を図る ▼令和4年度以降は別途検討</p> <p>2 取組の推進を図るための方策</p> <p>(1) 各種計画等への反映 ▼各種計画や方針等の策定や改定にあたっては、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を図るために、全庁的な視点での施策との連動、影響等も踏まえた検討を行う ▼SDGsの要素を的確に反映し、可視化するため、17のゴールとの対応の整理等を行う</p> <p>(2) 国等との連携 ▼交付金や制度等を積極的に活用した事業展開を図る</p> <p>(3) 多様な主体との連携 ▼取組の効果を高めるため多様な主体と連携 ▼民間事業者等との包括的な連携を積極的に活用</p> <p>(4) 職員への理解浸透 ▼職員研修等の実施</p> <p>(5) 積極的な周知・啓発活動 ▼SDGsに係る市内企業等の活動について市内外に向けた情報発信 ▼SDGsと関連性の高いイベント等での情報発信</p> <p>(6) 契約等での配慮 ▼市の契約等がSDGsを踏まえた内容となるよう配慮 ▼事業者等のSDGsを踏まえた社会貢献活動等への配慮</p> <p>(7) パイロット事業 ▼先導的なパイロット事業を創造</p> <p>3 進行管理</p> <p>▼総合振興計画と一体的に行う</p>
<p>II SDGsの推進に向けた基本的な考え方</p> <p>1 策定方針の考え方</p> <p>▼総合振興計画と同様の方向性であることを踏まえ総合振興計画を推進することを基本的に市としてSDGsの達成に寄与する取組を進める上での考え方を取りまとめ</p> <p>2 SDGs推進の姿勢</p> <p>▼総合振興計画の推進を基本に、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら各施策や事務事業を実施することで、全庁をあげてSDGs達成に寄与する取組を推進 ▼実現にあたっては、職員の理解の深化、各施策や事務事業の連携、多様なステークホルダーとの連携を図る</p> <p>3 方針の期間</p> <p>▼SDGsの目標期間である2030年まで</p>	

【SDGsの17の目標】



1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2次志布志市総合振興計画後期基本計画

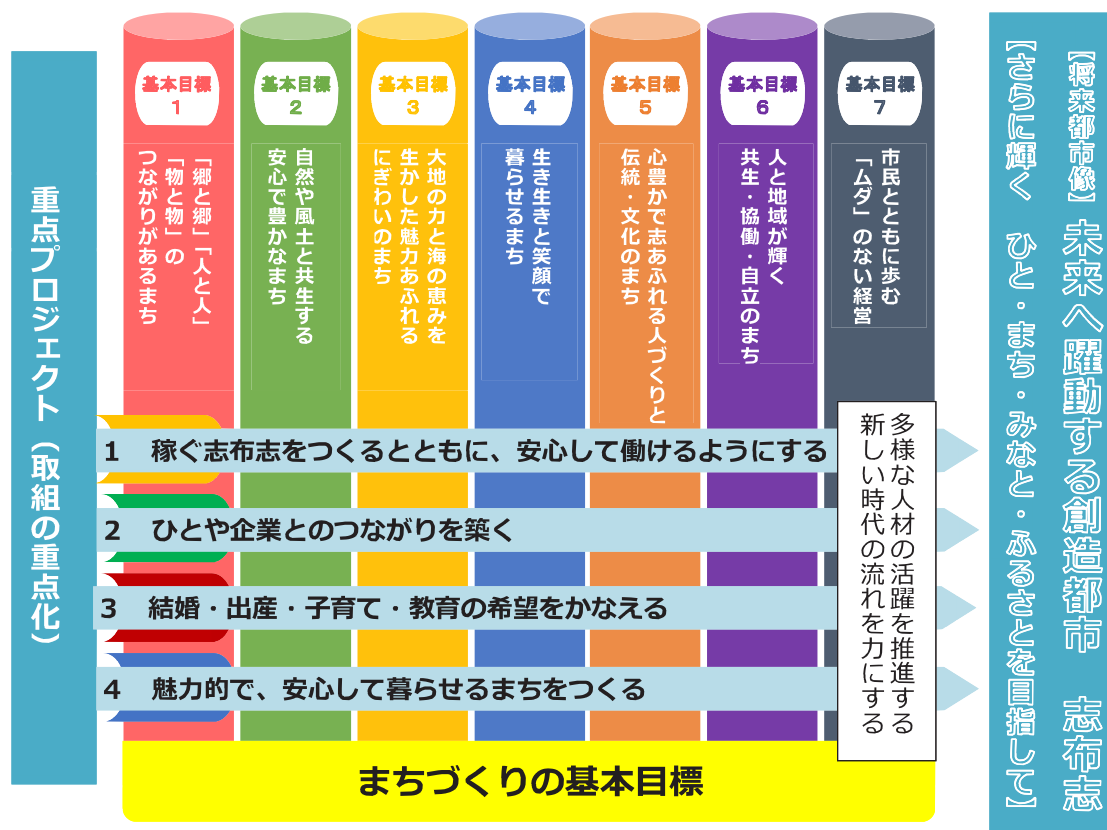
第3編 後期基本計画

SDGsの17の目標 総合振興計画 に掲げる施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
基本目標1 「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち																	
1-1 交流と物流を支える基盤が充実するまち			●					●	●		●						
1-2 適切かつ計画的な土地利用によるコンパクトなまち											●						
1-3 高度情報化へ対応したまち									●	●	●						
基本目標2 自然や風土と共生する安心で豊かなまち																	
2-1 憩いにあふれ住みたくなるまち								●			●						●
2-2 安全で安定した水が確保されるまち						●					●						
2-3 ものを大切にし、循環型社会を実現するまち						●					●	●	●	●			
2-4 自然環境にやさしいまち							●		●		●		●	●	●		●
2-5 誰もが安心できる災害に強いまち										●	●						●
2-6 交通安全と防犯意識の高いまち			●														●
基本目標3 大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち																	
3-1 雇用が生まれ経済活動が活発なまち								●	●	●	●						●
3-2 1次産業が発展し続けるまち		●						●	●			●	●	●	●		●
3-3 商工業が発展し続けるまち								●	●								●
3-4 地域資源を生かした観光のまち								●									●
3-5 食を中心とした特産品の販売が促進されるまち				●				●	●		●	●			●		●
基本目標4 生き生きと笑顔で暮らせるまち																	
4-1 生涯を通じた健康づくりの推進と安心して暮らせる緊急医療体制が確保されるまち			●														●
4-2 高齢者が住み慣れた地で生き生きと暮らせるまち			●					●		●							●
4-3 安心して子どもを産み育てることができるまち	●		●	●													●
4-4 地域が支え合い、安心して暮らせるまち			●	●	●					●							●
基本目標5 心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち																	
5-1 たくましく生きる力を育むまち				●													●
5-2 多様な志を育むまち			●	●	●						●						●
5-3 文化を守り・育み・つなげるまち				●							●						●
基本目標6 人と地域が輝く共生・協働・自立のまち																	
6-1 市民みんなで考え、取り組むまち			●		●						●						●
6-2 全ての人が尊重され、市民が輝くまち			●	●	●					●	●					●	●
基本目標7 市民とともに歩む「ムダ」のない経営																	
7-1 効率的で質の高い行政経営が推進されるまち								●	●		●						●
7-2 健全な財政運営が推進されるまち								●	●		●						●

第5章 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの構成

重点プロジェクトは、今後5か年間でまちの将来都市像「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現を牽引するために、分野別計画の7つの基本目標を横断的に関連付け、重点的に取り組んでいくものとします。構成は、第2期総合戦略（改訂版）の基本目標を基本とし、横断的な視点として、「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」の2点を取り入れたものとします。



(2) 重点プロジェクトの内容

重点プロジェクト1

稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする

課題や社会潮流

- ・農林漁業者の所得向上
- ・1次産業の担い手、後継者不足
- ・企業の労働力不足
- ・魅力的な仕事の創出
- ・志布志港、高速道路の効果最大化
- ・若者の市外流出



●プロジェクトの基本的方向

本市における労働力人口の減少に歯止めをかける上では、魅力的な仕事があり、ここに住み、働きたいと思えるまちであることが重要です。

そのために、本市の強みである農林水産業や志布志港を生かした産業の振興を図ることで稼ぐ力を高め、併せて安定した雇用の場の確保を目指します。

また、若者や女性、高齢者、障がい者、就職氷河期世代の方々など、誰もが安心して働き、地域で活躍することができる環境づくりを通じ、担い手の確保や掘り起こしにもつなげていきます。

●プロジェクトの内容

(1) 農林水産業の成長産業化			
3-2-1	担い手の育成・確保	3-2-2	1次産業の振興
3-2-3	生産基盤の整備	3-2-4	安全・安心な食の提供
3-5-1	特産品PRの推進	3-5-2	市内外の販路拡大と増進
(2) 新規就農総合支援			
3-2-1	担い手の育成・確保	3-2-2	1次産業の振興
(3) 企業誘致			
1-1-1	志布志港の整備・機能充実	3-1-2	企業誘致の推進
(4) 志布志港輸出拡大			
1-1-1	志布志港の整備・機能充実	3-5-2	市内外の販路拡大と増進
(5) 国内貨物志布志港利用促進			
1-1-1	志布志港の整備・機能充実	3-1-2	企業誘致の推進
(6) 地元活躍人材育成			
3-1-1	雇用・就労の支援対策	4-2-2	就労等生きがいのある暮らしへの支援
4-4-2	障がい者福祉の充実		

重点プロジェクト2 ひとや企業とのつながりを築く

課題や社会潮流

- ・人口減少（若者の市外流出）
- ・地元への「誇り」の空洞化
- ・地域コミュニティの低下
- ・地方回帰機運の高まり
- ・企業の社会貢献活動の活発化



●プロジェクトの基本的方向

人口減少が進む中においても本市が持続性と発展性を備える上では、本市に愛着や誇りをもつひとや企業を創出し、さらにはそういった方たちとつながりを築くことが重要です。

そのために、いなか暮らしを望む方の本市への移住を促進することや、小学校・中学校・高等学校段階における地元で誇りを持つ人材の育成を推進し、本市へのひとの定着を目指します。

加えて、市外にありながらも本市や本市の人々と多様なかたちで関わる関係人口や企業とのつながりを深め、まちづくりの力にしていく取組を展開します。

●プロジェクトの内容

(1)都市住民向けPR	
2-1-2 移住や交流の促進	3-5-2 市内外の販路拡大と増進
(2)移住定着拡充	
1-2-1 地域課題に応じた計画的な整備	2-1-2 移住や交流の促進
(3)まち思い人材育成	
2-1-2 移住や交流の促進	5-2-2 社会教育の充実
(4)関係人口創出・拡大	
2-1-2 移住や交流の促進	3-4-2 PR・誘客活動の推進
3-5-2 市内外の販路拡大と増進	7-1-3 行政サービスの利便性の向上
(5)官民連携推進	
7-1-3 行政サービスの利便性の向上	7-2-2 歳入の確保

重点プロジェクト3 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる

課題や社会潮流

- ・未婚率の上昇
- ・出生数の減少
- ・共働き世帯の増加
- ・地方回帰機運の高まり
- ・価値観の多様化



●プロジェクトの基本的方向

少子化の流れに歯止めをかけていく上では、安心して結婚し、子どもを産み育てることができる環境を整えることにより、特に若い世代において、結婚・出産・子育ての希望を実現できることが重要です。

そのために、引き続き、結婚や出産に対するサポートを行うとともに、包括的で切れ目のない子育て支援策を講じます。

加えて、子育て世代の働く場など、社会全体で少子化対策に取り組む機運を醸成することや、本市における教育の場を整え、子どもたちが健やかに育つ地域社会の形成を目指します。

●プロジェクトの内容

(1)結婚支援	
2-1-2 移住や交流の促進	
(2)ウェルカム赤ちゃん	
4-3-1 子育て支援の充実	4-3-2 母子保健の推進
(3)子育て支援	
2-1-2 移住や交流の促進	4-3-1 子育て支援の充実
4-4-2 障がい者福祉の充実	
(4)仕事子育て両立支援	
3-1-1 雇用・就労の支援対策	6-2-2 男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進
(5)こころざしアップ教育推進	
5-1-1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	

重点プロジェクト4 魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる

課題や社会潮流

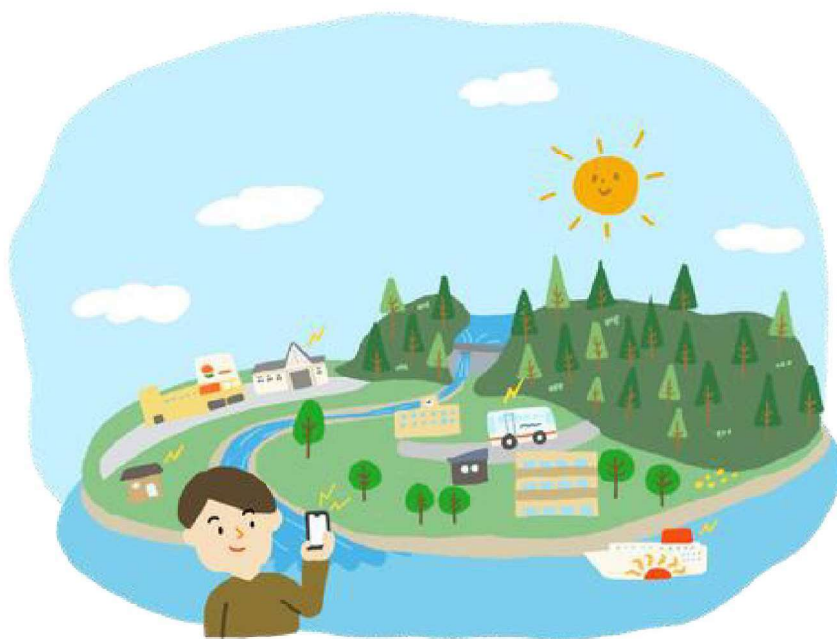
- ・ 少子高齢化
- ・ 高度情報技術の発展
- ・ 公共施設の老朽化
- ・ 地球温暖化への関心の高まり
- ・ 安全安心機運の高まり
- ・ 移動手段の確保
- ・ 商工業の低迷
- ・ 観光復興
- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 多様性の尊重

●プロジェクトの基本的方向

人口減少社会に適応する上では、人々が暮らしやすいと感じられるようなまちの基盤を維持・確保しつつ、さらに、人々が訪れたい、住み続けたいと思える地域づくりを通じ、まちの魅力を高めることが重要です。

そのために、都市機能や日常生活サービス機能、集落生活圏の維持・確保を目指すとともに、併せて広域での連携なども推進します。

また、本市ならではの観光地づくりや環境にやさしいまちづくりに取り組むことや、地域の防災力を高めることを通じ、未来の世代へ引き継いでいけるまちの形成を推進します。



第2次志布志市総合振興計画後期基本計画

第3編 後期基本計画

●プロジェクトの内容

(1)快適な生活支援	
1-1-4 公共交通機関の維持と利便性の向上	1-2-1 地域課題に応じた計画的な整備
1-3-1 情報通信技術の活用	2-1-1 公営住宅等の整備
2-1-3 生活道路の整備・保全	2-1-4 公園・緑地の整備
2-5-4 防災・減災対策の充実	6-1-2 新たな地域コミュニティの活動支援
6-2-3 多文化共生社会の実現	
(2)商工業賑わい創出	
3-3-1 商工業の基盤強化	3-3-2 商業の振興
3-5-1 特産品PRの推進	
(3)公共施設最適化	
2-2-1 良質で安定した水の供給	7-2-1 健全で安定した財政運営の推進
7-2-3 計画的な施設更新と公有財産の有効活用	
(4)広域連携推進	
2-1-2 移住や交流の促進	2-5-1 消防体制の強化
3-4-2 PR・誘客活動の推進	
(5)観光パワーアップ	
3-4-1 観光資源の整備、活用	3-4-2 PR・誘客活動の推進
3-4-3 「おもてなし」のまちづくり	5-2-3 スポーツ活動の推進
5-3-2 伝統文化の保存・継承及び歴史遺産の保存・活用	
(6)環境にやさしいまちの推進	
2-3-1 再資源化の推進	2-4-1 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進
2-4-3 生物多様性の保全	
(7)安心暮らし推進	
4-1-1 特定健診・がん検診の受診率の向上	4-1-2 市民の自助共助による健康づくりの推進
4-2-1 介護予防の推進	
4-4-1 高齢者福祉の充実	4-4-2 障がい者福祉の充実
4-4-3 地域福祉の充実	6-1-4 共生・協働・自立によるまちづくり
(8)地域防災力強化	
2-5-1 消防体制の強化	2-5-2 消防用設備・機器の充実
2-5-3 地域防災力の向上	